

# 第 14 分科会「里山と政策-2」

テーマ：民間型環境直接支払制度と生物多様性農業の支援

日時：2008年4月19日（土）  
場所：Qiball(きぼーる) 5F 多目的室  
参加者：40名  
スタッフ：小西由希子 金親博榮 田中正彦

内容：

広く農林業の振興、活性化への方策を考える。水源や緑を守るためすでに29県市で税による資金確保がおこなわれており、昨年は、環境税や森林環境税の仕組みやあり方を学んだ。しかし、農林業国民全体で支えるという総論には賛成でも、具体的な税負担となると合意形成は簡単ではない。農林業の実情、県民負担のあり方、期待される効果、各部門の役割等について、いろいろな立場の人が共通のテーブルで話しあう機会を作りたいと考える。

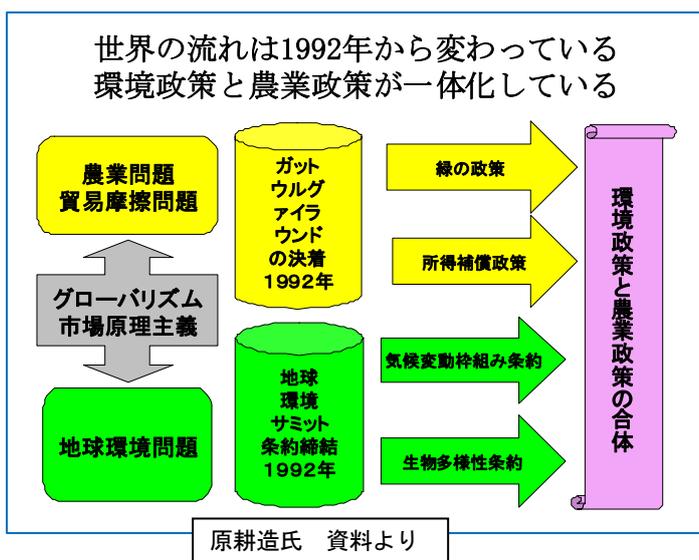
今年、「田んぼの生きものプロジェクト」の原耕造氏を講師にお迎えし、プロジェクトが提案する民間型環境直接支払制度と生物多様性農業の支援についてお話を伺った。



## 問題点と対策

講師の原耕造氏より、米政策の低迷から「日本の農業は何かがおかしい」との問題提起があった。

日本では、1994年新農業政策として6兆1000億円がガットウルグアイラウンド（GUR）対策費としてバラマかれてきたが、基本施策の欠如により現在の米政策論議は混迷している。時代を逆戻りする減反政策がおこなわれ、2007年の経営安定対策等の構造改革政策も1年も立たないうちに反故にされようとしており、さらに農地・水・環境保全向上対策の予算は削減されようとしている。本当に構造改革をやる気があるのか、疑問である。相場下落対策として米緊急買い上げが実施されたが、国は単年度対策とは言うておらず、従来の米政策からすると大幅な路線転換であり、農業者だけの問題ではなく消費者・納税者としての国民すべてに説明し、国民を巻き込んだ議論が必要である。



貿易摩擦に関わる農業問題はグローバリズム（市場原理主義）によって大きな影響を受けるが、1992年が国際的に大きな転換期であったとされている。この年、GURの決着によって本格的に農業に市場原理が導入されることになった。一方、機を同じくして、地球環境サミットにおいて気候変動枠組み条約および生物多様性条約が議論されることになった。このときから自国の農業を守る所得補償政策と緑の政策をあわせて進めていく必要に迫られてきたのである。

EUでは従来の価格支持政策が限界との認識から、1992年共通農業政策（CAP）の改革がおこなわれ、市場原理の導入と直接支払いへの転換（所得補償への政策転換）すなわち、環

境政策と農業政策の合体がはかられた。CAP改革による統一農業政策によって統一ヨーロッパの市民合意が可能となり、域内為替変動通貨から統一通貨への転換を可能にし、EUの農業戦略の成功がEU経済の国際競争力を強化した。

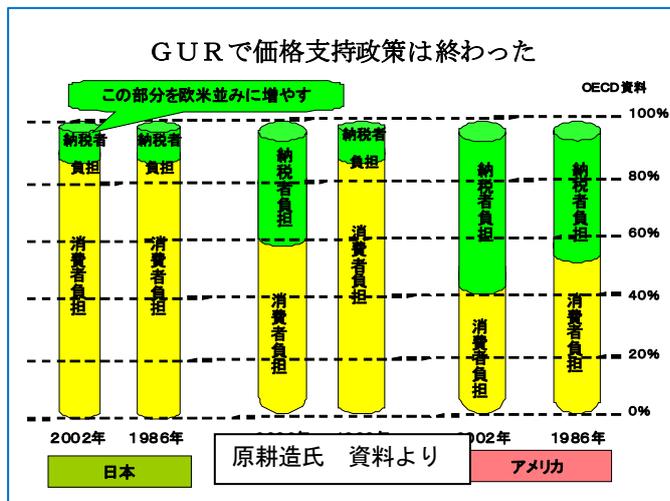
また、韓国では、GUR対策として国際競争に打ち勝つ韓国農業の確立をはかった。農業の規模拡大・施設農業への転換では国際競争に勝てないことを認識し、パラダイム転換をはかった。すなわち、家族経営と1社1村運動による親環境農業によって国民の支持を受けた。韓国の農水大臣は、「韓国はこれ

まで日本の農業をお手本にして総てを進めてきた。環境負荷を軽減する農業技術は、日本にまだまだ学んでいるが、農業政策については、もはや日本に学ぶものは無い」と発言している。国民の国内農業支持基盤の確立によって国内農業は生き残れるだろうとの見通しと判断によって執行された1997年の親環境農業政策によって、家族農業の育成とECO-FRIENDLYな環境直接支払いがおこなわれた。2006年のFTA締結により農産物関税が低下し、安い農産物の輸入によって韓国農業が打撃を受けるのではとの杞憂があったが、低率関税に対抗できる韓国農業を確立することができ、直接支払いが韓国のEPA・FTA締結を決定させたといえる。

GUR以降15年間の農業戦略の欠如が日本経済の弱体化を招いた。日本の財界は、1980年代の「没落のヨーロッパ」が「栄光のヨーロッパ」に転換したのは農業戦略の大変革に成功したからであり、韓国が2国間交渉に踏み出した背景には1997年の親環境農業政策への転換があることを理解しなければならない。環境政策と農業政策の合体と直接支払いへの転換をしなかったことが今日の日本経済の弱体化を招いたことを認識しなければならない。

グローバル化や市場原理主義などの経済活動は、すべて地球環境の上に成り立っていることを認識し、直接支払いの国民的議論をすすめるためには農業の地球環境への貢献を伝えていくことがポイントである。その所得補償をするために環境直接支払いを提案するものであるが、EUと同様に日本でも環境直接支払いができるか、その背景を考えてみると、市民社会の成熟度、公共や景観についての考え、恵まれた豊かな自然、環境に金を払うという認識など乗り越えなければならない障害がある。

日本で環境直接支払いをするためには農家と消費者間での合意が必要である。すなわち、農家の行動規範だけでなく、消費者の行動規範がないと国民全体の相互認識は成立しない。環境政策と農業政策が合体した本格的直接支払いを実施するための国民的合意を形成するには、まずは「民間型環境直接支払い」という新たな市民運動を立ち上げたい。税金を投入する前に、税金を投入できる環境をつくること



が必要で、環境の目的税に先行して、目的を明確にした民から民への新しい金の流れをつくる試みを提案する。

環境直接支払いは、気候・風土・歴史・文化・暮らし方の結果に対して金を払うものであり、それを裏付ける生物指標を見つけるために「生きもの調査」を平成11年から全国でおこなってきた。その結果、環境支払いの対象としての生物指標はそれぞれの地域で設定すべきものであることがわかった。地域ごとの生物指標は、農業を含めた地域での暮らし方を見直すために存在するものであり、それが環境支払いの対象となるのである。

ここで提案する民間型環境直接支払い制度は、従来の流通のように商品の代金に環境貢献掛かり増し経費を上乗せするのではなく、商品代金と環境支払い金を分離して、環境直接支払いをおこなうシステムである。すなわち、買い物の際消費者自身が環境支払いをするかどうか決めるものである。環境支払い金を「環境支払い基金」として生物多様性農業を支援し、さらに生きもの調査を支援して民間型環境直接支払いの輪を広げる「生物多様性農業支援センター」の設立・運営を提案する。

買う立場の消費者と売る立場の生産者とが相反する利害関係者ではなく、環境を守る地域生活者として、共に連携していくもので、地球環境を意識した新しい消費者行動の創造ともいえる。

## まとめ

環境負荷を軽減する農業をおこなう生産者の所得補償をすることが、生物多様性や環境の保全になるのだということを一人でも多くの納税者が認識することが必要である。